

秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会設置規約(改正案) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 秋田市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)設置要綱第6条の規定に基づき、バス路線の再生に関する専門の事項を処理するため、秋田市地域公共交通協議会に、秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会(以下「分科会」という。)を置く。</p> <p><u>(協議事項)</u></p> <p>第2条 分科会は、協議会が協議する事項のうち次に掲げるものを処理する。</p> <p>(1) <u>秋田市地域公共交通協議会規約第2条第3号に規定するものうちバス路線の再生に関する事項</u></p> <p>(2) <u>秋田市地域公共交通協議会規約第2条第4号に規定するものうちバス路線の再生に関する事項</u></p> <p>(選任事項に関しては要綱に記載)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 秋田市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)規約第6条の規定に基づき、バス路線の再生に関する専門の事項を処理するため、秋田市地域公共交通協議会に<u>地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの充実に必要となる事項を協議するために、秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会(以下「分科会」という。)</u>を設置する。</p> <p><u>(組織)</u></p> <p>第2条 分科会は、次に掲げる委員25人をもって組織する。</p> <p>(1) <u>市長が指名する秋田市職員</u></p> <p>(2) <u>関係する公共交通事業者およびその組織する団体、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体ならびに道路管理者が推薦・指名する者</u></p> <p>(3) <u>秋田県警察の指名する者</u></p> <p>(4) <u>住民又は利用者</u></p> <p>(5) <u>学識経験を有する者</u></p> <p>(6) <u>国土交通省東北運輸局秋田運輸支局長又はその指名する者</u></p> <p>(7) <u>その他交通協議会の運営上必要と認められる者</u></p> <p>2 <u>委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</u></p>

(会長)

第3条 分科会の会長は、協議会の会長をもちて充てる。

- 2 会長は、分科会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 分科会は、会長が招集する。

- 2 分科会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができず、その議事において議決を要する事項については、出席委員(代理人を含む。以下同じ)の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、分科会の委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 学識経験者として委嘱された委員以外の委員は、分科会に代理人を出席させることができる。

(公開)

第5条 分科会は、原則として公開とする。

(委任)

第6条 この規約に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年12月20日から施行する。

(任期の特例)

- 2 最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成21年 月 日から施行する。

(会長)

第3条 分科会の会長は、協議会の会長とする。

- 2 会長は、分科会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 分科会は、会長が招集する。

- 2 分科会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができず、その議事において議決を要する事項については、出席委員(代理人を含む。以下同じ)の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、分科会の委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 学識経験者として委嘱された委員以外の委員は、分科会に代理人を出席させることができる。

(公開)

第5条 分科会は、原則として公開とする。

(その他)

第6条 この規約に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、分科会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年12月20日から施行する。

(任期の特例)

- 2 最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。